

# 平成28年度第3回宮城県私立学校審議会 議事録

1 日 時 平成29年2月23日（木）午後2時から

2 会 場 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

## 3 出席者（敬称略）

（1）出席委員 松良 千廣，佐々木 稲生，青木 タマキ，佐藤 宏郎，  
吉岡 弘宗，千葉 雅保，後藤 武俊，佐藤 哲也，  
山岸 利次，阿部 春美

（委員14人中 10名出席）

（2）欠席委員 伊藤 宣子，小野寺 靖子，鈴木 一樹，菅原 通悦

## 4 議題

（1）調査審議事項について

①各種学校の収容定員に係る学則の変更について（未来の杜学園）

②専修学校の高等課程の廃止について（宮城調理製菓専門学校）

③幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（角田幼稚園）

④幼稚園の廃止について（多賀城東幼稚園）

⑤幼稚園の廃止について（蒲町幼稚園）

⑥幼稚園の廃止について（九条幼稚園）

⑦幼稚園の廃止について（松ヶ浜幼稚園）

（2）その他

① 学校法人寄附行為標準例の廃止について

## 5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨，報告があった。

松良会長が審議会運営規程により議長となった。

議長は，議事録署名人として千葉委員と阿部委員を指名した。

### （1）調査審議事項について

#### ①各種学校の収容定員に係る学則の変更について（未来の杜学園）

事務局から資料により説明をおこなった。

特に質疑等なく，審議会として了承された。

## ②専修学校の高等課程の廃止について（宮城調理製菓専門学校）

事務局から資料により説明をおこなった。

（佐藤宏郎委員）

5カ年の生徒の推移が、実員のところを見ると調理科が35人だったのが平成28年は6人、製菓衛生師科は14人ということで、高等課程をなくすは理解できますが、専門課程の定員の増減も同時に行われるようですが、大丈夫なのでしょうか。

（事務局）

資料の2の1ページに記載されている実員ですが、記載しているのは高等課程のみの実員となっております。平成28年5月1日現在の生徒数は、上級調理技術科で148名、調理師科で67名、上級製菓技術科で69名、製菓衛生師科で17名となっております。

その他特に質疑等なく、審議会として了承された。

## ③幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（角田幼稚園）

事務局から資料により説明をおこなった。

（吉岡委員）

角田幼稚園の意向なのかもしれませんが、新しい制度の認定こども園制度に移行するという話は、県ではしないのですか。

（事務局）

角田幼稚園は、既に施設型給付の幼稚園に移行している幼稚園で、小さい規模の幼稚園でございますので、私学助成よりも施設型給付のほうが財政的には安定していると伺っております。

今回、70人から45人にした理由でございますけれども、角田市との調整の結果というところもあり、今回収容定員の減の申請がなされたものでございます。

施設型給付は、園に在籍している園児数によって利用定員を定めることになっていますが、その利用定員を定める中で、現行の在籍園児数の推移を見ますと、収容定員70人よりもむしろ少なくなっているため、角田市と調整の結果、収容定員を現行の在籍園児数に合わせて、それに応じた施設型給付を受給しようということで、今回、収容定員に係る学則変更の申請がなされたものでございます。

その他特に質疑等なく、審議会として了承された。

#### ④幼稚園の廃止について（多賀城東幼稚園）

事務局から資料により説明をおこなった。

（吉岡委員）

廃止の時期が4月30日で、設置が5月1日になっている理由を教えてください。

それと、0歳児と1歳児の確保で考えると、4月1日入所のほうがベターではないかと思いますが、5月1日に合わせる理由は何かあるのでしょうか。

（事務局）

現在、多賀城東幼稚園につきましては、幼保連携型認定こども園の移行に伴いまして、園舎内の改築や増築を行っております。その工事が3月末までに終わらないということがわかりまして、工事が完了する見込みである5月1日に移行することになったものでございます。

（吉岡委員）

1号認定はいいのですが、2号認定と3号認定は、0歳児と1歳児が入るわけですね。

（事務局）

もともと、あずま保育園として保育園の機能は持っている幼稚園でございますので、受け入れ自体は問題ございませんが、全体として見たときに、幼保連携型の建物として認可をするためには工事が終わらないと認可ができないということで、認可日だけをそういう形にしているということです。

（佐藤宏郎委員）

確認ですが、保育園の部分が認可をとれるレベルに達したので、幼稚園と合わせて幼保連携型になるのでしょうか。工事が遅れるからスタートは5月1日と、そう理解してよろしいでしょうか。

（事務局）

認可を受けるに当たりまして、調理室等の整備等を行っておりまして、工事がどうしても3月末までには終わらない見込みとなったので、認可日をずらしたということでございます。

（松良会長）

ほかにはございましょうか。どうぞ。

（吉岡委員）

もう1点、確認です。今年度の人数を見ると、5歳児が27人、4歳児が27人、3

歳児が22人という実員になっています。新たに幼保連携型になった場合に、1号認定が70人になるのはどういう理由からでしょうか。幼保連携型の部分で2号認定と3号認定の子どもたち以外に、1号認定の子どもがいていいわけですが、3歳児、4歳児、5歳児の中には幼保連携型で1号認定と2号認定子どもがいていいわけで、その配分数が今年度の27人、27人、22人という数からすると、3学年で70人という設定している理由がわかりかねます。例えば1クラス25人の編成で75人だと理解しやすいのですが。わからなければ、わからないでもいいのですけれども、1号認定が70人となっている理由を教えてください。

(事務局)

幼保連携型認定こども園としての定員の考え方の部分は、認可が子育て支援課になるため、私どもの方に詳細な資料はいただいておりますが、1号認定70人、2号認定14人となっておりますけれども、この合計は今までの幼稚園の入園の対象となる3歳以上児の人数になってくるかと思えます。

幼保連携型に移行する際の利用定員というのは、幼稚園部分でこれまでの園児数の見込みなどを考慮して定めていくものとされておりますので、こちらの多賀城東幼稚園から見ますと、平成27年については75人、平成28年については76人ということで、幼保連携型認定こども園としての人数としては、1号認定70人、2号認定14人で合計84人ですので、少し多目の人数になっているかとは思いますが、園舎のほうも少し増改築をしていらっしゃるということもございますので、そういった点を考慮してこの人数にしているものではないかと思えます。

その他特に質疑等なく、審議会として了承された。

## ⑤幼稚園の廃止について（蒲町幼稚園）

事務局から資料により説明をおこなった。

(松良会長)

幼稚園を廃止した場合に、今の幼稚園舎を使う予定はあるのでしょうか。

(事務局)

どうするかというのもまだ法人の中で検討中ということで、古い園地園舎はそのまま残しておくということでございます。

(松良会長)

残しておいて、そこは使わないんですか。

(事務局)

そうです。今のところ使う予定はないのですが、いろいろと物を置くなどし、当面の

間、蒲町幼稚園の園舎は解体せず、そのまま残して利用したいということです。

(松良会長)

御質問、御意見がありましたらお願いをいたします。どうぞ、吉岡委員。

(吉岡委員)

新しい幼保連携型認定こども園の土地は、小学校と隣接しているのですか。

(事務局)

小学校のすぐそばにございます。

(吉岡委員)

民地だったのでしょうか。

(事務局)

申しわけございません。幼保連携型認定こども園のため、資料は仙台市のほうへの提出になりますので、土地建物の所有権に関する書類まではこちらで持っておりません。

(吉岡委員)

わかりました。

その他特に質疑等なく、審議会として了承された。

## ⑥幼稚園の廃止について（九条幼稚園）

事務局から資料により説明をおこなった。

(佐藤哲也委員)

設置者の畑中さんと現園長の畠山さんの関係は、どのような関係でしょうか。親戚関係はございますか。

(事務局)

お二人の間に、親戚関係はありません。1月までは園長の畠山富士雄先生の奥様が園長を務めていました。奥様が1月にお亡くなりになりまして、急遽、御主人で幼稚園の職員をしていた畠山富士雄先生が園長となられております。

亡くなられた女性の畠山園長ですが、前の前の設置者の畑中てる子氏が園長先生を退いた後、平成元年頃に園長を引き継がれて、その後、幼稚園の園長としてやってこられた方でございます。特に縁戚関係はございませんけれども、後を引き継いで園長をやっていたらっしゃったという御関係でございます。

(佐藤宏郎委員)

指導要録等については、園長が保管することになっていますが、その後どうなるのでしょうか。御高齢なので心配しておりますし、こういった問題が今後も出てくると思います。指導要録というのはプライバシーが入っていますので、遺族が亡くなって、その後誰も面倒見る人がいなくて、いつの間に処分されて、その辺に散らばっていたというのでは余りにも情けないので、これは宮城県私立幼稚園連合会としても考えなくてないところですけども。処分するなら処分したほうがいいのですけれども、そうはいかないですよ、保存期間が決まっていますので。だから、その辺の現実的な対応をどうするのか。次の議題も同じですよ、個人が保管するということになっていますから。これをどこでやればいいのかなど思っていたんですが、どうなんでしょう。遺族に任せるのは余りにも何かと思います。引き継いだ方が何も興味関心なければ、ごみとして処分されるだけですので。何か県としてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

(山岸委員)

すみません、関連する質問なので。設置者と園長と考えたときに、園長は基本的に雇われている人なので、最終的に指導要録を保管するのは、園長よりは設置者のほうがふさわしいのではないかと考えているのですけれども、一般的と言うのもおかしいんですけども、こういうときにはどういう対応がなされているのかというのを教えてください。

(事務局)

実例として申し上げますと、現在、私立学校で、廃止された後の指導要録ですとか、保存期限が決まっています学校が保管しなければならない書類につきましては、ほとんど、廃止後もその学校の設置者に責任を持って保存をしていただいているのが現状でございます。ただ、かなり前の例ではございますけれども、どこにも引き受け手がないという学校があったことがございまして、そういった本当にどうしようもないような場合につきましては、県のほうで引き受けたという例は、ほかの学校種でございます。

こちらの九条幼稚園、それから次に御審議いただきます松ヶ浜幼稚園につきましても、後を引き継ぐ方がいらっしゃらない形での廃止となっております。まず書類の保存のほうは、心配されるというご議論はごもっともだと思います。廃止の際の指導といたしましては、保存年限がある書類についてはきちんと保管していただきたいということを御説明しますとともに、今後、状況が変わってどうしても保管できなくなったような場合につきましては、県のほうに御相談をいただき、どうしても本当に引き取れない場合については、こちらのほうでも引き取っている例等ございますので、御相談してくださいというふうにお話しする予定であります。

また、九条幼稚園、こちらの設置者の畑中先生のほうで保管すべきではという御意見もいただいたのですが、こちらの設置者は現在仙台市のほうにお住まいということで、ここ何十年かは園長先生である畠山さんのほうが実際の幼稚園の運営を取り仕切ってきたという経緯がございます。また、仮にそういった資料録等、在籍していた園児・保護者がもしその在籍の記録がほしいというお話になった場合には、気仙沼市にあったほう

がいいだろうということで、設置者と園長の間でお話をして園長先生のほうで引き取りますというようなことになったということで伺っておりますので、指導要録については園長先生が保管していただくことになっております。

(松良会長)

課題ではございますが、当面は園長の畠山さん個人宅で預かるということですよ。

(事務局)

園舎は解体してしまいますので、幼稚園で使用していた書類等につきましては、園長先生の御自宅のほうで保管をするという御報告を受けております。

(松良会長)

ほかにはございましょうか。吉岡委員。

(吉岡委員)

確認ですけれども、廃止時期が平成29年の3月31日と聞きましたので、3月でよろしいですね。

(事務局)

そうです。

(吉岡委員)

また、要録の保管は、私も気になって見ていたのですが、保管する人間の健康だったり、年齢だったりという部分は、やっぱりなおざりにできない部分として、県のほうで受けるというのであれば、県に移管するほうが私はすっきりすると思うのですが。一人の意見です。

(松良会長)

県が受けるということは、あり得るのですか。

(事務局)

廃止された後も設置者の方に保存していただいているのが現状でございますので、同じ形をお願いしております。

ただ、先生方御心配されておおり、畠山先生についても御高齢の方ではございますので、もし万が一、どうしても保管する場所が難しくなるようなことが想定される場合は、こちらのほうに御相談くださいというふうにお話ししたいと思っております。

(佐藤宏郎委員)

廃園や廃止、休止や休園が出てきて、今はまだ建物が建っていて、恐らくその中に指導要録といった書類が保管されているのでしょけれども、いずれ代が変わって取り壊

すとなると、恐らくそのまま処分される。今は建物がありますが、いずれ壊す段階になると、そういったところが非常に無責任になって、近所の方から「指導要録が落ちている」という指摘がでることもあり得るだろうなと思いました。

例えば、仙台市だったら仙台市が面倒見てくれる、気仙沼だったら宮城県が見てくれるというのもしっかりやっておかないと、こういう事例もたくさん出てくると思います。

(松良会長)

千葉委員。

(千葉委員)

いろいろとお話聞いていて、正規の書類は保管するところを明確にし、公的な形で複写したものを保管するというような、二重化するということはできないでしょうか。法律としては難しいですけども、今後、万が一紛失したとか、何か問題があって正規の書類が確認できないときには、県にそういう複写のものがあるという形とれば一つの体系がとれるのかと思ったものですから。今後の一つの課題としていかなものかなという提案です。

(佐藤宏郎委員)

ネックとなるのが、指導要録も年限数が長くなることです。

例えば、5年でもう廃棄するならもう少し話はわかりますが、保存期間が20年ですので。

(松良会長)

幼稚園のほうはやっぱり、卒業証明とか、成績証明とか、頼まれることは少ないのでしょうか。

(吉岡委員)

少ない。

(佐藤宏郎委員)

少ないですね。

(松良会長)

例えば、宮城県私立幼稚園連合会から何か出すとか。

(吉岡委員)

それも考えなければならぬですね。やれないでしょう、ではなくて。

この次の事例もそうですけれども、幼稚園は学校の認可はされていますが、組織的に身内で運営しているところが多いですから。

(佐藤宏郎委員)

個人営業のところがありますからね。代がかわれれば、どうなるかわからないところがあります。

(吉岡委員)

その辺は、すごく問題に考えています。

(事務局)

今後、設置者の方が高齢というのは、多数案件が出てくるかと思えますし、幼稚園として建物が残っているならまだ安心できる部分もありますが、建物もなくなってしまっ  
て保管場所に困ってしまう例というのも出てくるものかと思えます。

先ほど、そういった場合に、保存すべき書類の紛失等に備えて、県のほうで電子化した書類を保存しておいてはどうかという御意見もいただきましたけれども、県としてはその保管の方法ですとか場所なども検討しなければいけないと思えますので、改めてこちらで検討させていただきまして、また今後回答させていただきたいと思えます。

(松良会長)

残余財産の問題は、ないのですか。

(事務所)

個人立の幼稚園でございますので、残余財産については、特に縛りございません。

(松良会長)

設置者の所有に戻る、そのままということですね。

(事務局)

はい。

その他特に質疑等なく、審議会として了承された。

## ⑦幼稚園の廃止について（松ヶ浜幼稚園）

事務局から資料により説明をおこなった。  
特に質疑等なく、審議会として了承された。

## (2) その他

### ①学校法人寄附行為標準例の改正について

事務局から資料により説明をおこなった。

(佐藤宏郎委員)

まず、なぜこのような2カ月が3カ月に延びるような法改正が行われたのかというのが1点。

それからもう1点は、改正を受けた現場から見れば、3月の理事会で寄附行為の変更の理事会決議をして、県に認可申請を出して、そして平成28年度の会計を締めたものの、まだ認可は通っていませんとなった場合、平成28年度の変更登記に関しては5月末でいいと。そして、認可が通った後の平成29年度の決算については、平成30年6月までに登記する、そういう理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

まず、1点目のこの改正の経緯についてですが、そもそもこの法令改正というのが、社会福祉法人制度の改革の一環として行われたものになり、社会福祉法人制度の改革にあわせて学校法人も含まれたというような形なので、詳細の変更理由は明確には知らされてはおりません。恐らく現状、二月以内の登記というのがかなり困難となっていることから、少し期限を延ばして三月以内に変更したものと思われまます。

2点目の今後のスケジュールですけれども、寄附行為の改正に当たっては、理事会・評議員会にかかる必要があるため、もし平成28年度の会計から適用するとすれば、理事会・評議員会にかけていただいた上で認可申請書を提出していただきまして、県としては認可申請書をいただきましたら認可をお出しすることになります。認可を受けるのが、今現在の変更登記期限である5月末までに認可を出せば、寄附行為が改正となりまして、6月末までの期限が適用されるということになりますので、認可申請書を5月末までの認可に間に合うように、5月初めぐらいまでに御提出いただければ、平成28年度の会計から適用できるというようなスケジュールになります。

(佐藤宏郎委員)

現実的に認可を出すことは可能なのでしょうか。

(事務局)

その点につきましては、こちらでも心配をしていたところございまして、今日、審議会のほうで御説明をさせていただきましたので、今度は速やかに改正についての通知をさせていただくとともに、もし改正するとすれば、こういった形で条文を直してくださいというような作成例などもつけた形で、法人の皆様のほうに周知をさせていただきたいと思っております。

(吉岡委員)

私が理事長を務める法人の今までの流れですと、2カ月に合わせなければならぬので、決算は5月の連休明けぐらいには完成する段取りで、その後、理事会・評議員会を設けていました。私は、今までどおり二月でいきたいと思うのですが。

(事務局)

そのままでも結構です。

(佐藤宏郎委員)

そのままでもいいんですね。

(事務局)

決算書類の作成につきましては、私立学校法の第47条に、会計年度終了後二月以内に、すなわち5月末までに作成しなければいけないというふうに定められておまして、今回の改正はこの部分は全く変わっていないので、決算書類の作成については従前どおりに5月末日までに行い、理事会・評議員会を開催していただく必要があります。

ただし、今回の組合登記令の改正によりまして、資産総額の変更登記についてのみ、従前二月以内だったものが三月以内までに登記すればよいと変わったものでございます。

(佐藤宏郎委員)

寄附行為上、二月以内のままにしておいてもお咎めがないということなのでしょうか。

(事務局)

はい。寄附行為上、二月以内というふうに定めているのでそのままにされるということであれば、5月末日までに登記をしていただければいいので、それはそのままでも構いません。

(佐藤宏郎委員)

寄附行為標準例を改正する必要はないのではないのでしょうか。

(事務局)

以前から、2カ月以内での登記がなかなか難しいとおっしゃられる学校法人さんも多いので改正を行うものです。三月以内までに登記すればいいというふうに寄附行為を変更ということであれば、先ほど申し上げましたとおり、早目に申請をしていただいて、寄附行為の変更認可を受けていただく必要がございます。

(事務局)

期限が緩和されたということですので、今のまま2カ月以内に登記しますという御方針であればそのまま、寄附行為を改正せずにしていただいても結構です。あくまで三月以内なので、三月以内に登記していただく分には、二月以内でも、一月以内でも、そこは問題ございません。

(吉岡委員)

宮城県の実態として多い課題なのではないのでしょうか。当たり前のように二月以内に登記して、登記変更を県に出していましたがけれども。

(事務局)

現地調査をして、よく指摘事項としておりますのは、この資産総額の変更登記の時期になります。5月末日までの登記が難しいということ。

実は5月中にやっていたいでいる法人さんは珍しいとまでは言いませんが、5月を過ぎてから登記をしている学校法人が多いです。こちらとしましては、組合等登記令や学校法人の寄附行為で二月以内と定められているものなので、それを守っていただかない場合は指摘をしてきたというような経緯があります。

ただ、スケジュール的に登記までするのは難しいとおっしゃられる学校法人さんも多数おありになりましたので、今回緩和されたというふうにお考えいただければと思います。

その他特に質疑等なく、審議会として了承された。

## ②その他

(松良会長)

この間の法経専門学校の件で、あちこちに手紙が出ているようですが、その後どうなったのかという御説明はいただけますか。解散認可は下りたのでしょうか。

(事務局)

学校の廃止と学校法人の解散認可につきましては、平成29年1月11日付をもって認可をさせていただきました。その後、学校法人は、清算法人として残っておりまして、清算に向けた手続を行っていると考えております。

(松良会長)

あちこちで手紙をいただいて、その手続の不備がありますという訴えをされているようですが、その点についての県からの御指導とか、決着はついたのかどうかを教えてください。

(事務局)

御指摘の点で、解散・廃止に伴う手続そのものについては瑕疵等はありませんので、その旨については先方のほうにもお話をさせていただいているところでございます。

その他、法人内部の手続で若干、不備はございますが、そちらは引き続き対応するよということ指導をさせていただいております。

(松良会長)

認可はしたんだけど、指導は継続しているというお話でいいんですね。

(事務局)

そうですね。文書につきましては、こちらから文書回答しておりまして、いろいろ不

備があったという御指摘をされているわけですが、いただいたその書面の不備事項をもって、その議決の効力が否定されるわけではないということで明確に回答させていただきます。

その他特に質疑等出されなかった。

(以下、余白)

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印